

第11次船橋市交通安全計画【概要版】

計画期間 令和3年度～令和7年度

交通安全先進都市「ふなばし」の実現と「交通事故のない、安全で安心して暮らせる船橋市」を目指す

交通事故の現状と課題

第10次船橋市交通安全計画(平成28年度～令和2年度)の下で、各種交通安全対策を実施し、この5年間で交通事故死者数が減少するなど、一定の成果を挙げることができましたが、依然として厳しい状況が続いています。(令和2年の状況)

- 交通事故発生件数 1,222 件 交通事故死者数 6 人 交通事故負傷者数 1,390 人
- 高齢者の事故 交通事故発生件数は減少しているが、死者数は3人と全体の5割を占めている。
- 自転車の事故 市内の事故発生件数の3割が自転車事故。負傷者数は減少傾向となっている。

令和7(2025)年度までに
○交通事故死者数 年間5人以下
○交通事故負傷者数 年間1,300人以下

計画目標の達成にあたっては、以下の6つの視点を重視し、施策の推進を図ってまいります。

高齢者・子供の安全確保

歩行者・自転車の安全確保と運転者の遵法意識の向上

生活道路・幹線道路における安全確保

地域が一体となった交通安全対策の推進

交通実態を踏まえたきめ細やかな対策の推進

先端技術の活用推進

交通事故をなくし道路交通安全を確保するため、以下の「5つの柱」により交通安全対策を実施していきます。

市民一人ひとりの交通安全意識の醸成

道路交通環境の整備

道路交通秩序の維持

救急・救助体制の整備

被害者支援の充実と推進

- 市民参加でつくる交通安全の推進
- 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- 自転車の安全利用の推進
- 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 交通安全教育推進の支援

- 人優先のみちづくりによる交通安全対策の推進
- 道路ネットワーク等の整備
- 交通安全施設の整備等
- 効果的な交通規制の促進
- 地域住民等と一体となった道路交通環境の整備
- 効果的で重点的な事故対策の推進
- 安全で円滑・快適な道路交通環境の整備
- 公共交通の利用環境整備による過度な自動車利用の抑制

- 総合的な駐車対策の推進
- 交通安全に寄与する環境の整備
- 高齢者等の移動手段の確保・充実

- 暴走族等対策の推進
- 飲酒運転等危険な運転の根絶

- 救急・救助体制の整備・充実
- 救急医療体制の整備

- 交通事故相談の充実

II 鉄道交通の安全

1 救急・救助体制の整備

III 踏切道における交通の安全

1 踏切道の構造改良の促進

■発行 船橋市
■編集 市民生活部 市民安全推進課
〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号
電話 047-436-2290 FAX 047-436-2299

本編は、ホームページでご覧いただけます。
URL: <https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/bousai/005/p095380.html>



5つの柱

道路交通における施策の内容

市民一人ひとりの交通安全意識の醸成

道路交通環境の整備

道路交通秩序の維持

救助・救急体制の整備

被害者支援の充実と推進

柱ごとの具体的な施策

- 交通安全に関する情報提供の推進
- 市民の意見を反映した交通安全の推進
- 関係機関・団体等における活動の推進
- 交通安全団体との協力
- 交通安全運動の推進
- 交通安全に関する広報啓発の推進
- ゼブラ・ストップ活動及び3ライト運動の推進
- 自転車の安全利用に係る広報啓発活動の推進
- 自転車の点検整備の促進・保険加入の広報啓発
- 自転車安全整備制度(TSマーク制度)の普及促進
- 反射材等の普及
- 幼児をはじめ各世代におけるヘルメットの着用促進
- 幼児二人同乗用自転車の安全利用の推進
- 幼児に対する交通安全教育の推進
- 小学生に対する交通安全教育の推進
- 中学生に対する交通安全教育の推進
- 高校生に対する交通安全教育の推進
- 成人に対する交通安全教育の推進
- 高齢者に対する交通安全教育の推進
- 交通安全指導員の派遣
- 交通安全教育用教材の貸出

- 歩行者空間の整備
- 生活道路における交通安全対策の推進
- 適切に機能分担された道路網の整備
- 道路改良等による道路交通環境の整備
- 災害発生等に備えた安全の確保
- 歩行者等の安全な通行空間の確保
- 地域の特性に応じた交通規制の促進
- 幹線道路における交通規制の促進
- 道路交通環境整備への住民参加の促進
- 地域住民等と連携した対策の展開
- 交通事故多発箇所の共同現地診断
- 安全で円滑・快適な道路交通環境の整備
- 道路占用の適正化等
- 自転車利用環境の総合的整備
- 公共交通の利用環境整備による過度な自動車利用の抑制
- 違法駐車防止の気運醸成
- 駐車場等の整備
- 道路法に基づく通行の禁止又は制限
- 子供の遊び場等の確保
- 電線類の地中化の促進
- 高齢者等の移動手段の確保・充実

- 暴走行為をさせないための環境づくり
- 家庭・学校等における青少年の指導の充実
- 飲酒運転等危険な運転の根絶

- 救急・救助体制の整備・充実
- 市民に対する応急手当の普及啓発の推進
- 救急・救助資機材等の整備
- 救急救命士の養成・配置等の推進
- 救急・救助隊員の教育訓練の充実
- 高速自動車国道等における救急・救助体制の整備・充実
- 救急医療体制の充実
- 船橋市立医療センターの機能の充実

- 交通事故相談の充実